

## 天理市スズメバチ等登録駆除業者に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、天理市スズメバチ等駆除費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第2条に規定する登録駆除業者の登録手続き及び業務について定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチ等 スズメバチ及びミツバチをいう。
- (2) 駆除業者 スズメバチ等の営巣の駆除を業とするものをいう。
- (3) 登録駆除業者 市の登録を受けた駆除業者をいう。
- (4) 依頼者 登録駆除業者にスズメバチ等の駆除を依頼するものをいう。

### (登録申請)

第3条 市の登録を受けようとする駆除業者は、下記書類を市長に提出し登録を受けなければならない。

- (1) 天理市スズメバチ等登録駆除業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 納税証明書等

・市内の場合：納税証明書又は非課税証明書

(法人の場合：法人市民税、個人の場合：市県民税。但し、滞納がないこと。)

・市外の場合は、国税の納税証明（但し、滞納がないこと。)

### (登録の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、登録を決定したときは、天理市スズメバチ等登録駆除業者登録決定通知書（様式第3号）（以下「登録決定通知書」という。）を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、事業の目的を達成させるために必要な要件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による登録決定通知書の通知とともに、天理市スズメバチ等登録駆除業者登録証明書（様式第4号）（以下「登録証明書」という。）を申請者に発行するものとする。なお、登録証明書の有効期限は、登録とな

った年度の末日までとする。

- 3 市長は、第1項による審査の結果、登録しないことを決定したときは、天理市スズメバチ等登録駆除業者登録不決定通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

（登録事項の変更）

- 第5条 登録駆除業者は、登録事項に変更が生じたときは、直ちに天理市スズメバチ等登録駆除業者登録事項変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（登録事項変更の承認等）

- 第6条 市長は、前条の規定による届け出があった場合は、内容を審査の上、登録事項の変更を承認したときは、天理市スズメバチ等登録駆除業者登録事項変更承認通知書（様式第7号）を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項による審査の結果、登録事項の変更を承認しないときは、天理市スズメバチ等登録駆除業者登録事項変更未承認通知書（様式第8号）を申請者に通知するものとする。

（登録の取消）

- 第7条 市長は、登録駆除業者が次のいずれかに該当する場合は、天理市スズメバチ等登録駆除業者登録取消通知書（様式第9号）を通知し、登録を取消することができる。

- （1）登録駆除業者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに営業所を代表する者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合
- （2）虚偽や不正な行為があつた場合
- （3）補助金交付要綱に係る補助金申請に対し、依頼者に不適切な助言を行った場合
- （4）依頼者及び作業現場の近隣住民等とトラブルになつた場合であつて、当市からの指導に適正な理由なく従わない場合

(5) 依頼者及び作業現場の近隣住民等から苦情があった場合に、本市からの指導があったにも関わらず、改善する傾向が見られない場合

(6) 登録駆除業者より天理市スズメバチ等登録駆除業者登録抹消依頼書（様式第10号）が提出された場合

(7) その他市長が取消しを必要と認める場合  
（登録簿）

第8条 市長は、登録駆除業者の登録事項等について、天理市スズメバチ等駆除業者登録簿（様式第11号）に記録するものとする。

（手続代行）

第9条 登録駆除業者は、補助金交付要綱第12条の規定により、依頼を受けた補助金交付申請等に係る手続代行業を適正に遂行しなければならない。

（努力義務）

第10条 登録駆除業者は、駆除の相談又は依頼があったときは、ハチ及びハチの営巣の形状等の聞き取りを行い、ハチの種類の特定に努めるものとし、かつ、その種類に応じた人体への危険性について、あらかじめ、説明を行うものとする。

2 登録駆除業者は、駆除作業を実施することにより、依頼者及び近隣の住民等に人的被害、物的被害が発生することがないように、十分な安全対策等を講じ、駆除作業を実施しなければならない。

3 登録駆除業者は、業務を適正かつ安全に遂行するために、業務に従事する作業員に対しての教育、研修等の指導を行わなければならない。

（報告義務）

第11条 登録駆除業者は、業務を遂行するにあたり、依頼者及び作業現場の近隣住民等とトラブルが発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない。

（免責）

第12条 登録駆除業者は、この要綱に定める業務を遂行するにあたり、依頼者及び作業現場の近隣住民等に損害を与えた場合、その他のトラブルが発生した場合は、一切の責任を負うものとし、市は責めを負わないものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。